

熊本市指令産振第35号

熊本県熊本市西区松尾町近津767番地

丸成産業株式会社

代表取締役 下田 信美

平成29年1月11日付けで申請の岩石採取計画については、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定により、次のとおり認可します。

平成29年1月20日

熊本市長 大西一史

熊本市長

1 認可の内容

|        |                       |                             |  |                  |
|--------|-----------------------|-----------------------------|--|------------------|
| 採取場名   | 近津採取場                 |                             |  |                  |
| 採取場所在地 | 熊本市西区松尾町近津42ほか        |                             |  |                  |
| 面 積    | 総面積<br>採取面積           | 80,936平方メートル<br>7,109平方メートル |  | 採取量<br>136,600トン |
| 採取の期間  | 平成29年1月22日～平成34年1月21日 |                             |  |                  |
| その他の   | 認可申請書の内容を遵守すること       |                             |  |                  |

教 示

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して90日以内に、採石法第39条第1項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して90日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると裁定の申請をできなくなります。
- この処分について、公害等調整委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定を受けた場合は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第49条の規定により、裁定書又は決定書の正本が到達した日から60日以内に、公害等調整委員会を被告として東京高等裁判所に裁定又は裁定の申請の却下の決定の取消しの訴えを提起することができます。